

「山東省生態環境保護総合行政法執行現場作業規程 および操作マニュアル（試行）」 （仮訳）

本仮訳は、中国の山東省生態環境保護総合行政法執行現場作業規程および操作マニュアル（試行）（http://www.dypedz.gov.cn/art/2021/11/24/art_229141_10308366.html）をジェトロが翻訳会社に委託し 2023 年 10 月に仮訳したものです。

【免責事項】本レポート（仮訳）で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロではできるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本レポート（仮訳）で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしてもジェトロは一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

作成元および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター／ビジネス展開課

E-mail : SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・青島事務所

E-mail : PCQ@jetro.go.jp

JETRO

山東省生態環境庁

魯環函〔2020〕497号

山東省生態環境庁 山東省生態環境保護総合行政法執行 現場作業規程および操作マニュアル（試行）の 発行に関する通知

市生態環境局各位

ここに「山東省生態環境保護総合行政法執行現場作業規程および操作マニュアル（試行）」を配布する。実態をふまえて、実施を徹底されたい。

山東省生態環境庁

2020年12月25日

情報公開の類別：開示申請による

山東省生態環境保護総合行政法執行現場 作業規程および操作マニュアル（試行）

第一章 総則

第一条【作成の目的】 「生態環境保護総合行政法執行に関連する事項についての国务院弁公庁の通知」（国弁函〔2020〕18号）の主旨を貫徹実行し、生態環境保護総合行政法執行行為をより体系化し、法に基づく職務遂行能力を高め、検査対象者の正当な権利と利益を保障するため、生態環境保護総合行政法執行に関連する法令、規則に基づき、本省の実態をふまえ、本マニュアルを策定する。

第二条【法執行の定義】 本マニュアルにおいて生態環境保護総合行政法執行とは、生態環境部門およびその法執行者が法律に定められた職権と手続きにのっとり、生産・経営部門に対し、生態環境保護に関連する法令、規則等を遵守した上で行う法執行検査、行政処罰など、行政客体の権利と義務に影響する具体的行政行為の総称である。

第三条【適用範囲】 本マニュアルは山東省生態環境部門およびその法執行者が厳格に、規範にのっとり、公正かつ文明的に法令、規則を執行するための職務規範であり、生態環境法執行を実施するための業務の手引きであり、その使用は生態環境部門内に限り、いかなる法的文書にも引用してはならない。山東省生態環境部門およびその法執行者は本マニュアルの規定を遵守しなければならない。本マニュアルの内容に、関連する法令、規則、規範性文書と一致しない部分がある場合は、法令、規則、規範性文書に準ずる。

第四条【基本的要求事項】 生態環境部門の法執行者は法治への信念を堅持し、憲法と法律を遵守し、職務に忠実であり、法に基づいて職務を遂行し、臆することなく、原則を堅持し、公平に法を執行しなければならない。いかなる組織または個人の非合法的な干渉も受けない。

生態環境部門の法執行者は生態環境法執行を実施するにあたり、次の各号に掲げる基本的要求事項を満たさなければならない。

- (一) 規定の権限と手続きに基づき、法律に定められた職責の範囲内で法執行検査を実施し、検査対象の正常な生産・経営活動に影響を与えてはならない。
- (二) 法執行検査の任務を遂行する時には、有効な法執行証書を提示しなければならない。
- (三) 法執行検査における調査・証拠収集は適法、迅速、客観的、全面的で、法執行を決定する根拠となる事実が明確で、証拠が確実かつ十分であり、法的手続きがすべて整い、手続きが適法でなければならない。

(四) 的確に法令、規則の性質を定めて適用し、生態環境行政の処罰裁量基準を厳格に実施する。

(五) 検査対象のノウハウおよび営業秘密に触れる場合には、その秘密を守らなければならない。

(六) 法執行は規格に沿った文書が完備され、記録が規格どおりに製本されている。

生態環境部門の法執行者は、生態環境法執行を実施するにあたり、次の各号に掲げる行為を固く禁止する。

(一) 法律で定められた職責を果たすことから逃れ、または拒絶する。権限を越えて法を執行する。職権を濫用する。

(二) 監督・検査の職務において、生産・経営部門に金品を求め、もしくはこれを受け取り、または自身、親戚友人、他人のためにその他の利益を図る。

(三) 生産・経営部門が手配、組織し、または費用を支払う宴席、娯楽、旅行、外遊などの活動に参加する。

(四) 何らかのかたちで仲介活動を行い、または仲介機関が提供する金品を受け取る。

(五) 「収支両条線（収入と支出を別々に管理すること——訳注）」の規定に違反し、没収した財産を無断で処理、保存する。

(六) 虚偽を弄する。違法行為を隠蔽する、庇う、黙認する。

(七) 法律に背き規律を乱すその他の行為。

第五条【マニュアルの規定違反による責任】 生態環境部門およびその法執行者が本マニュアルの規定に反した場合、直接の担当者に対して批判と教育を行わなければならない。重大な違反または違反を繰り返している場合には、法執行の職を解き、その年の評価資格を取り消し、または状況に応じて処罰を与える。さらに関連法令の規定に反している場合には、法に基づき相応の法的責任を追及する。

第二章 法執行の分類

第六条【法執行の分類】 総合法執行改革の主旨と「双隨機、一公開（検査員と検査対象の双方を無作為に抽出し、検査・処置の結果を速やかに公開すること——訳注）」の要請により、生態環境法執行のあらゆる任務を任務の由来と組織の形態に基づき、総合法執行行為ならびに投書陳情・世論およびその他の案件の法執行の2種類に分類する。

第七条【総合法執行行為】 総合法執行行為とは、「双随机、一公開」という形式を用いて、1種類または複数種類の検査対象と内容をサンプリング調査の範囲に組み入れ、速やかに法執行者と検査対象を選択し、所定の時間内に法執行活動を完了することである。各レベルの生態環境法執行機関は職務の必要に応じて総合法執行行為を準備し実施しなければならない。外地での法執行、クロスサンプリング調査を奨励し、「進一次門、査多項事（1度に多くのことを調べる—訳注）」を実現し、法執行の繰り返しを断ち切り、法執行の精度を高めなければならない。

各レベルの生態環境法執行機関は一元的に総合法執行行為を担う。省レベルでは主に計画設計を担い、各市の総合法執行行為の実施を指導、監督する。市・県レベルは総合法執行行為の主要なまとめ役、主力軍であり、総合法執行行為を活用して普段の管理監督に力を入れなければならない。総合法執行行為の作業手順は「山東省生態環境総合法執行行為業務方案（山東省生態環境総合執法行動工作方案）」を参照のこと。

第八条【投書陳情・世論およびその他の案件の法執行】 投書陳情・世論案件による法執行とは、投書陳情・世論の手段を通じて生産・経営部門による大気、水質、土壌などの環境汚染、規準値を超える汚染物質の排出、自動観測データの虚偽、暗きょ・浸透井戸・吸水坑・灌注などの方式での汚染物質の排出、無許可での関連活動への従事などの環境に関する違法行為が報告され、生態環境法執行機関が現場に赴いて調査を実施するという法執行活動が必要となることである。その他の案件の法執行とは、指導者からの申し付け、上司による監督と処分、関連部門に引き渡しての処理などの手段により受理する案件のことである。

法律で定められた管轄権を有する生態環境部門は、この種の案件に対して問題を報告し逐一検査を行い、問題を精査して事実関係を調べ、求められた期間までに調査と処分の状況を投書陳情・世論を受理した機関に報告しなければならない。検査により明らかになった環境違法行為に対しては、速やかに調査して証拠を採取し、法に基づき厳粛に処理する。全プロセスにわたって監督を適正化し、強化し、処理した時刻、担当者、処理のプロセス、処理結果など全体を透明化し、検証や監督が行えるようにする。

第三章 現場環境法執行

第九条【法執行計画制度】 各レベルの生態環境法執行機関は年度法執行計画を策定し、同レベルの生態環境部門の承認を仰ぎ、かつ上級の生態環境法執行機関に届け出なければならない。年度法執行計画は四半期ごとに具体化し、四半期ごとの具体的任務、達成目標および達成期限を列挙しなければならない。

法執行計画には次の各号に掲げる内容を含めなければならない。

- (一) 方針、職務の目標および主要任務
- (二) 法執行者の人数および法執行作業日の推計
- (三) 直接管理監督する生産・経営部門およびサンプリング調査計画
- (四) 生態環境の総合法執行検査の内容および組織形態
- (五) 法執行研修の内容および組織形態
- (六) 属するレベルの生態環境部門または上級の生態環境法執行機関が規定するその他の内容
- (七) その他関連事項

第十条【法執行任務一覧制度】 各レベルの生態環境法執行機関は法執行任務一覧制度を確立し、現場での法執行前に法執行任務一覧を策定し、法執行機関の責任者の承認を得た後に、一覧の内容に基づいて法執行検査を実施し、根本から法執行任務を正確に理解しなければならない。

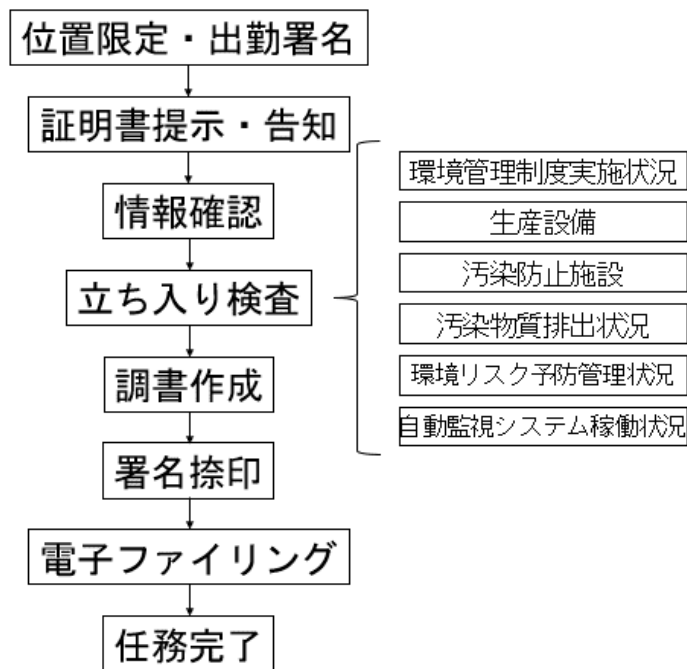
法執行任務一覧には任務の種類、法執行の内容、法執行の時間、法執行者、法執行承認意見などの内容を含めなければならない。検査の内容・範囲を無断で変更することおよび承認を得ずに法執行活動を実施することを固く禁止し、無断の法執行、部門により異なる法執行、重複した法執行などの行為を根絶し、法執行の規範性を高めなければならない。

第十一条【法執行前準備】 現場での法執行の前に、法執行者は法執行の任務に応じて関連する情報を収集しなければならない。これには、法執行対象の基本情報、汚染防止施設および汚染物質排出許可証の実施状況、環境緊急時対策および環境安全にかかわる潜在的危険の一斉捜査・対策状況、投書陳情・世論情報などの情報を含む。また必要な法執行文書および法執行のための装備を準備し、法執行で使用するモバイル端末および法執行証書を検査し、必要な防護服、防護器具およびその他必要な設備を配備しなければならない。

第十二条【現場法執行方案】 現場での法執行の前に、検査時刻、検査方式・方法および検査要点などを含む法執行方案を策定し、法執行検査が確実に体系的かつ秩序だてて実施できるようにしなければならない。

第十三条【法執行の検査方式】 法執行者は法執行の任務の由来および関連する要求に基づき、状況に応じて、事前通知を行う検査方式または秘密裏に行う調査方式を用いなければならない。検査の実施前に企業に検査の時刻と内容を事前に通知し、企業の意見を求めることで、企業の正当な権利と利益を最大限保障し、企業の正常な生産・経営活動に影響を及ぼさないようにすることを推奨する。

第十四条【現場法執行の一般的手順】 現場での法執行の実施にあたっては、法執行者はその人数が2名未満であってはならず、その場で法執行証書を提示し、法執行対象、法執行のいきさつ、法執行の根拠、権利、義務などの内容を告知しなければならない。制服と標示物が支給されている総合行政法執行者は、行政法執行の職能を果たすにあたり、制服を着用し、標示物を身につけなければならない。現場での法執行では移動式法執行システムを使用し、システムの規定の手順に従って法執行を実施し、法執行対象の基本的状況、汚染物質の排出状況、生じている問題、非合法的な事実および状況、被害の影響などの状況について、全面的、客観的、迅速、公正な調査を行わなければならない。問題が見つかった場合、その場でただちに環境違法行為をやめさせなければならない。直接立件し調査と処分を行ってもよいし、状況に応じて管轄の生態環境部門に立件、調査、処分を任せてもよく、管轄の生態環境部門に立件、調査、処分を任せる場合は記録文書を引き渡し、管轄の生態環境部門に対し、期間を定めた上で、調査・処分の状況と問題の是正状況を報告するよう要求しなければならない。法執行検査で見つかった環境違法問題に対しては、法律を犯した当事者に行政命令を下した後、適時その是正状況を再検査しなければならない。法執行検査終了後は法執行の記録を速やかに整理し、その回の行政法執行に係る法執行文書、画像データ、収集した証拠などをまとめて登録、保管しなければならない。漫然と放置してはならない。



現場法執行のフローチャート

第十五条【現場法執行検査の主な内容】 法執行者が汚染源に対して行う立ち入り検査には、一般に次の各号に掲げる内容を含む。

(一) 環境管理制度の執行状況検査。汚染物質を排出する事業者の汚染物質排出許可制の実施状況、汚染物質排出許可証の有無、許可証に従って汚染物質を排出しているか、環境アセスメントの許認可（届け出）のための資料がそろっているか、処理・処罰された記録が残っているか、処理・処罰決定が執行されたことがあるかを検査する。

(二) 生産設備の把握。汚染物質を排出する事業者の生産工程、設備および生産状況、国が廃止を定めた生産工程、設備および技術の有無、汚染物質の発生源、発生の規模、排出された汚染物質の行方を調査する。具体的には、原材料と補助材料、中間製品、製品の類型、数量および特性など。製造技術、設備および運転状況。原材料と補助材料、中間製品、製品の類型、数量および特徴などの状況、生産工程、設備および稼働状況、原材料と補助材料、製品の保管場所および輸送プロセス。生産の変動状況など。

(三) 汚染防止施設検査。汚染物質を排出する事業者が保有している汚染防止施設の類型、数量、性能および汚染処理プロセスを把握し、要求に沿っているか確認する。汚染防止施設の管理・保守状況、稼働状況、稼働記録を点検し、停止または稼働状況に異常がないか、

手順に従って操作しているか確認する。汚染物質の処理量、処理率および処理の基準到達率を点検し、法令に違反する行為がないか確認する。

(四) 汚染物質排出状況検査。汚染物質の排出口（排出源）の種類、数量、設置位置に基準が設けられているか、隠れて汚染物質などの排出行為をする暗きょがないか確認する。汚染物質の排出口（排出源）から排出される汚染物質の種類、数量、濃度、排出方式などが関連する汚染物質排出基準および生態環境部門が回答で示した要求を満たしているか確認する。汚染物質排出の日常監視記録を調べ、必要があれば、生態環境監視機関が現場で試料採取または監視を行うことができる。

(五) 環境リスク管理状況検査。環境アセスメント内の環境リスク評価を取り上げた段落の実施状況を確認する。突発的な環境事故に対する緊急時対策の立案、届け出、訓練および研修の状況を確認する。非常用貯水池、雨水と工業廃水の切替バルブ、工場からの総排出口バルブ、企業における液体原料または完成品の保管エリア周辺の締切堤および地面の浸透防止、必要な非常用物資の備蓄などの状況を確認する。

(六) 自動監視制御システムの稼働状況検査。具体的検査内容は「汚染源自動監視制御設備現場監督検査技術ガイドライン（汚染源自動監視施設現場監督検査技術指南）」（環弁〔2012〕57号）の規定を適用する。

第十六条【調査・証拠収集】 法執行者は調査と証拠収集の過程において次の各号に掲げる措置をとる権利を有する。

(一) 関係する場所に立ち入り、検査、実地調査、試料採取、録音、写真撮影、録画を実施する。

(二) 当事者および関係者に事情聴取をし、その説明に関連する事項および関係する資料の提供を求める。

(三) 製造記録、汚染物質排出記録およびその他の関係資料を調べ、複製する。

立件・処罰を予定する案件について、「山東省生態環境行政処罰裁量基準」に関連する裁量要素に基づき、証拠収集作業を遂行する。1日単位の連続処罰、差し押さえ、減産・生産停止などに該当する案件について、「中華人民共和国環境保護法」の四つの関連規則の要求に基づき、関係する手続きに着手する。

第十七条【現場法執行検査記録】 法執行者は法執行任務を実施するにあたり、法執行全過程記録制度を厳格に実行し、移動法執行端末を利用して現場法執行文書を作成し、これを

アップロードし、法執行記録装置を使用して法執行の全過程の痕跡を残すとともにさかのぼりが可能なように管理しなければならない。

第十八条【現場処理措置】 現場での法執行で見つかった環境問題について、法執行者は部門の上司に報告し裁決を仰いだ後、以下の処置を行う。管理監督対象の管理が適正でないなどの問題、または環境違法行為が軽微で立件・処罰の基準に満たない場合については、具体的な改善要求を提示し、立行立改（直ちに行動を起こし、誤りに気付けば直ちに修正する—訳注）の対応をする。調査により、管理監督対象が生態環境保護に関する法令、規則に違反する疑いのある行為をし、立件の基準に該当する場合、現場検査（実地調査）調書を作成し、関係者に事情聴取をして供述調書を作成、その他関係する証拠を収集し、立件・処罰の手続きをし、かつ速やかに当事者に是正を命じる、または期間を定めて違法行為是正の行政命令を下す。

第十九条【移送・引き渡し】 現場での法執行時に生態環境部門の管轄に属さない問題が見つかった場合には、関係する要求および期限に従い、管轄権を有する機関に引き渡さなければならない。法律に照らして行政拘留の嫌疑がかけられる案件は、公安機関に引き渡す。党の規律、機関が定めた行政規律への違反が疑われる案件は規律検査監察機関に引き渡す。犯罪が疑われる案件は「行政法執行機関移送嫌疑犯罪案件の規定（行政執法機関移送涉嫌犯罪案件の規定）」、「環境保護行政法執行と刑事司法連携業務弁法（環境保護行政執法与刑事司法銜接工作弁法）」などの規定に基づき司法機関に引き渡し、行政処分をもって刑事罰に代えてはならない。

第四章 環境法執行査察

第二十条【査察機関】 山東省生態環境庁法執行局は全省の生態環境法執行業務に対し一元的に管理監督を実施し、市・県レベルの生態環境法執行チームに対する業務指導、組織的調整および査察・審査を担う。市轄区を設置している市レベルの生態環境局が所轄区域内の法執行査察機能を担い、専門の法執行査察機関を設置し、専従の査察要員を配備しなければならない。

第二十一条【査察組織】 各市の生態環境局は年度法執行査察計画を策定し、原則として毎年2回以上総合法執行査察行動を企画し、適時現場以外での法執行査察と特別案件の査察を実施しなければならない。

第二十二條【査察内容】 総合法執行活動、突出した環境問題の是正の実行など生態環境法執行重点業務の達成状況および群衆、企業の投書陳情を反映した不適正な法執行の問題などに対し、重点的に査察を行い、末端の法執行グループの規律的な法執行行為を支援し、法執行の水準と法執行能力を高める。

第二十三條【総合法執行査察行動】 査察の中核メンバーを選出して査察グループを立ち上げ、査察案件データベースから任務一覧を抜き出し、調査と証拠収集のデータ+現場査察という方式を用いて、「找問題、堵漏洞、補短板（問題を見つけ、不備を見直し、弱点を解消する—訳注）」の要求に従い、集中的に時間をとって所轄エリアに対し網羅的に総合査察を実施する。

第二十四條【現場以外での法執行査察】 情報手段を活用し、生態環境ビッグデータプラットフォーム、オンライン調査・証拠収集法執行ファイルをよりどころに法執行業務ネットワークに対しリモート査察を行う。

第二十五條【特別案件の査察】 群衆または企業による苦情・通報、指導者からの申し付け、上司による監督と処分、関係部門への引き渡しまたは下位レベルの生態環境部門が自発的に査察を申請するなどのルートで把握した果たされていない法に基づく職責、行使されていない法に基づく職権、法執行が清廉潔白でないなどの具体的問題に対し、立件・調査の形式で特別案件の査察を行う。

第二十六條【査察の連携】 法執行機関と関連業務機関が協調、連携する業務メカニズムを確立し、各業務機関が各自の機能に基づき、速やかに法執行機関と業務情報を共有し、技術支援を提供する。法執行機関は法執行査察で見つかった関連業務機関に係る問題を速やかに引き継ぎ、報告し、業務のクローズドループを形成する。

第二十七條【結果の活用】 査察で見つかった問題は速やかに通報し、期間を定めて是正し、職務に不備があり重大な悪影響を引き起こした場合には、法令に基づき責任を追究する。規律違反・法律違反または犯罪の疑いがある場合、規律検査監察機関または司法機関に引き渡して処理する。典型的な事例は社会に公開する。

査察結果を定期的に通報するメカニズムを確立し、速やかに各地の生態環境法執行規範の状況など査察結果を関連部門内で伝達し、良い方法が見つかれば速やかに総括し押し広め、存在する問題は速やかに抑止し、かつ有効な措置を講じて是正する。

特別案件追跡是正制度を確立し、査察を受けた部門の問題処理と是正結果について審査し、問題が適切に是正されたかを検証する。「環境法執行査察意見書」の発行後に要求どお

りに調査処分されておらず、または査察行動で見つかった問題が期日どおりに是正を達成できていない、是正したと見せかけて実際には是正していない、事後の監理が不十分、責任が適切に果たされていない場合には、「山東省汚染防止攻略戦定量化問責規定（暫定）（山東省打好污染防治攻坚战定量化問責規定（暫行）」など関係規定に基づき、関連部門に引き渡し、厳しく責任を追及する。

第二十八条【査察・審査】 「山東省生態環境法執行チームおよび法執行者賞罰審査管理弁法（試行）（山東省生態環境執法隊伍和法執行人員考核獎懲管理弁法（試行）」の要求に従い、査察結果に基づき賞罰を審査する。

第五章 情報公開

第二十九条【「三つの制度」情報公開関連要求】 各レベルの生態環境部門は「法執行した者が公表する」という原則に従い、公示内容の収集、伝達、審査、公表の職責を明確にし、情報開示内容の基準、様式を統一し、行政法執行情報の効果的な整理統合を強化しなければならない。事前公開を強化し、行政法執行の主体、人員、職責、権限、根拠、手順、救済ルートおよび抜き取り検査項目一覧などの情報を社会に向けて積極的に公開する。事中公表をルール化し、法執行者が法執行活動の実施中に自発的に法執行の身分を公表し、告知・説明を適切に行い、政務サービス窓口が職務情報を明示する。事後公開を強化し、定められた期間内に速やかに法執行の決定を公開し、情報内容を動的に更新する。環境情報を拡張、活用し、生態環境分野で社会的信用を失墜した生産・経営者およびその関係者をあわせて懲戒する。

第三十条【「双随机、一公開」情報公開関連要求】 各レベルの生態環境部門は情報公開の責任者を明確にし、部門内部「双随机、一公開」を検査終了後 20 業務日以内とし、抜き取り検査の時間、検査対象、法執行者、抜き取り検査の状況および調査と処分の結果などの情報を現地政府または生態環境部門のウェブサイトで公開しなければならない。部門共同の「双随机、一公開」による抜き取り検査の結果が自部門の責任者に送られて審査と指示を受けた後、検査終了後 20 業務日以内に「市場管理監督分野部門共同抜取検査情況記録表」の中から自部門にかかわる検査結果情報を山東省政府部門共同「双随机、一公開」管理監督プラットフォームに登録する。抜き取り検査の結果は要求に応じてそれぞれ国家企業信用情報公示システム（山東）、「信用中国（山東）」ウェブサイトなどのプラットフォームを通じて公示し、積極的に監督を受け入れ、透明な管理監督を実現する。

第六章 附則

第三十一条【施行】 本マニュアルは発行された日から施行され、解釈権は山東省生態環境庁法執行局に帰属する。

第三十二条【参考文献】 本マニュアルでは以下の文献の内容を引用した。「山東省生態環境総合法執行行動業務方案（山東省生態環境総合執法行動工作方案）」「山東省生態環境法執行査察業務方案（山東省生態環境執法稽查工作方案）」「山東省生態環境庁環境行政処罰業務手順規定（試行）（山東省生態環境庁環境行政処罰工作程序規定（試行））」「山東省生態環境庁山東省公安庁山東省人民検察院の生態環境連動法執行業務メカニズムのさらなる強化に関する実施意見（山東省生態環境庁山東省公安庁山東省人民検察院關於進一步強化生態環境連動執法工作机制的實施意見）」「山東省生態環境保護総合法執行能力向上のための3年行動計画（2019～2021年）（山東省生態環境保護総合執法能力提升三年行動計画（2019—2021年）」「山東省生態環境システムの行政法執行公示制度、法執行全過程記録制度、重大法執行決定法制審査制度の全面的な推進の实施方案（山東省生態環境系統全面推行行政執法公示制度執法全過程記録制度重大執法決定法制審核制度实施方案）」「山東省生態環境庁の工業汚染源生態環境法執行業務のさらなる規範化に関する通知（山東省生態環境庁關於進一步規範工業汚染源生態環境執法工作的通知）」「山東省汚染源現場検査業務ガイドライン（山東省汚染源現場検査工作指南）」「協調連動の強化と生態環境総合法執行の効果向上に関する通知（關於加強協調連動提升生態環境総合執法效能的通知）」「山東省生態環境行政処罰裁量基準」「山東省生態環境庁の全省固定汚染源監視データ基準超過調査処分業務のさらなる規範化に関する通知（山東省生態環境庁關於進一步規範全省固定汚染源監測数据超標查処工作的通知）」「山東省生態環境庁行政法執行公示弁法（山東省生態環境庁行政執法公示弁法）」「山東省生態環境庁行政法執行全過程記録弁法（山東省生態環境庁行政執法全過程記録弁法）」「山東省生態環境庁重大行政法執行決定法制審査弁法（山東省生態環境庁重大行政執法決定法制審核弁法）」「山東省生態環境庁企業操業再開生産再開生態環境法執行援助活動実施に関する通知（山東省生態環境庁關於開展企業復工復産生態環境執法幫扶行動的通知）」「山東省生態環境庁、山東省自然資源庁の土壤汚染重点管理監督機關管理業務のさらなる強化に関する通知（山東省生態環境庁山東省自然資源庁關於進一步加強土壤汚染重点監管单位管理工作的通知）」